

非常用位置等発信装置の搭載義務化

対象船舶

- 以下の船舶に対し、**非常用位置等発信装置の搭載を義務化**(既にAIS、EPIRB※を搭載済みの場合、追加の搭載は不要)。

※EPIRBは、AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る(新型EPIRB)
なお、旧型EPIRBを既に搭載済みの場合は、一定の条件で引き続き使用可能となる経過措置あり

航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		12m	20トン	12m	20トン
平水区域	湖川港内 (琵琶湖を除く)	—		—	
	琵琶湖	—		—	
	上記を除く平水区域	—		—	
沿海区域	2時間限定沿海 ^{※1}	AIS(簡易型(Class-B)を含む) 又はEPIRB ^{※2}		AIS(簡易型(Class-B)を含む) 又はEPIRB ^{※2}	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域	GMDSSにより措置済		GMDSSにより措置済	

※1 瀬戸内(特殊貨物船舶運送規則第16条に規定する水域)を含む。

※2 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務

 :知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

適用日

①旅客定員13人以上の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和6年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
- ・遊漁船業にのみ供する船舶:令和8年10月1日以降最初の定期検査までに搭載(予定)
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶:令和6年4月1日以降最初の定期検査までに搭載

②旅客定員12人以下の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和7年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
- ・遊漁船業にのみ供する船舶:令和8年10月1日以降最初の定期検査までに搭載(予定)

現存船でEPIRB及びレーダートランスポンダの組合せ又はAIS(簡易型AISを含む)を積付けている場合、引き続き当該設備の搭載を認める。

※ 電波法に基づき、当該設備に関する船舶局の免許状が交付されている場合に限る。

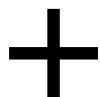
※当該設備を積み替える場合は、新型EPIRB又はAISとする必要あり。

Case.1

旧型EPIRB



レーダートランスポンダ



ルール改正

引き続き使用可能

積み替え

新型EPIRB



AIS



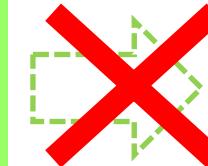
Case.2



AIS



↓



旧型EPIRB